

神川町ホームページバナー広告掲載要綱

平成20年 3月12日
告示第 17号

(趣旨)

第1条 この告示は、神川町（以下「町」という。）が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。
(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告（以下「広告」という。）とし、広告主の事業内容、広告及びリンク先のホームページが、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの
- (2) 政治活動、宗教的活動、意見広告又は名刺広告に係るものと認められるもの
- (3) 消費者金融又はたばこに係るもの
- (4) 比較広告、懸賞広告、クーポン付き広告及びギャンブル（宝くじを除く）に係るもの
- (5) 広告内容に無関係又は必然性のない水着姿、裸体等を含むもの
- (6) 広告の内容について町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (7) 事実誤認のおそれがあるもの
- (8) 人権侵害となるおそれのあるもの
- (9) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (10) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (11) その他広告として表示することが適当でないと認められるもの

2 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に重大な違反をした者
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員、その他これに準ずる者
- (3) 町から指名停止措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- (4) その他広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの
(申込者の資格)

第3条 広告の掲載を希望することができる者は、町内に住所、事業所を有するもの又は町内で事業活動を行なっているものとする。

(広告主の責務)

第4条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、権利の侵害をはじめ第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告内容等が虚偽であることが判明した場合で広告の表示を中止するときは、これに伴う経費は広告主が負う。

(広告の規格)

第5条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

(1) 上下50ピクセル

(2) 左右165ピクセル

(3) 5KB以内

(4) GIF形式（アニメーション可）

(掲載の位置等)

第6条 広告を掲載する位置は、町が指定した位置とし、広告掲載枠数は、最大20枠とする。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、3か月以上12か月以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載枠に空きがある場合は再掲載を妨げない。

(掲載開始日等)

第8条 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の初日又は末日が神川町の休日を定める条例（平成18年1月1日条例第2号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の翌日を掲載の開始日又は終了日とみなす。

(広告掲載期間の延長)

第9条 広告主の責めに帰さない理由により、町が広告を掲載できなかったときは、1か月当たりの掲載できなかった時間の合計を24時間で除して得られる日数に応じて、掲載期間を延長する。

2 前項の規定により得られる日数が1日に満たない場合は、掲載期間は延長しない。（広告掲載料）

第10条 広告掲載料は、1枠当たり月額2,500円とする。

(掲載の申込)

第11条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に電磁的記録媒体その他町の定める方法により広告原稿を添付して、町長に提出しなければならない。

(掲載の方法等)

第12条 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

2 広告掲載の期間は、申込者数等により調整することができる。

(掲載広告の割り付け及び承諾書の交付)

第13条 掲載する広告の割り付け等については、町長が行なう。

2 町長は、広告の割り付けができたときは、ホームページ広告掲載承諾書（様式第2号）を交付するものとする。

(広告掲載料の納入)

第14条 ホームページ広告掲載承諾書(様式第2号)を受けた者は、町長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 町は、広告主が広告掲載料を納付した後に、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載しないこととした場合には、納付済みの広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を一切負わない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、町が広告掲載の決定を取消した日から掲載期間の末日までの期間に係る広告掲載料に相当する額とし、その期間が1か月未満であるとき又はその期間に1か月未満の端数があるときは、次により算定するものとし、1円未満の金額が生じる場合はこれを切り捨てる。その月の広告掲載料×その月の広告の掲載できない期間÷その月の暦日数

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責任)

第16条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、町は賠償する責任を負わない。

2 広告主の責めに帰すべき理由により、町に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(掲載内容の変更)

第17条 広告の掲載内容の変更を希望する者は、ホームページ広告変更申請書(様式第3号)に電磁的記録媒体その他町の定める方法により広告原稿を添付して、町長に提出しなければならない。

2 広告の変更開始日は、前月の20日までに申請のあった翌月の初日とする。

(掲載の中止、取消し)

第18条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合は広告掲載を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。

(2) 虚偽の広告掲載又は変更の申し込みをしたとき。

(3) 第2条第1項及び第2項の各号のいずれかに該当したとき。

(協議)

第19条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第20条 広告事業は、この告示に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の関係法令等の定めるところに従い適正に行われなければならない。

2 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成20年3月14日から施行する。
- 2 この告示は、平成20年11月28日から施行する。
- 3 この告示は、平成23年2月1日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

神川町長 様

〒
住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

F A X _____

神川町が公開・管理するホームページに次のとおりバナー広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

・掲載希望期間 _____ 年 月 ～ _____ 年 月（ _____ 月間）

※原則として3ヶ月単位で、3か月以上12か月以内とします。

・リンク先URL _____

様式第3号（第17条関係）

ホームページ広告変更申請書

年 月 日

神川町長 様

〒
住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____

F A X _____

神川町が公開・管理するホームページに掲載中のバナー広告の内容を、変更したいので申請します。

・変更理由 _____

・変更内容 _____

・リンク先URL _____

(総合政策課処理欄)

	課 長	主 幹	主 査	担 当	結 果	処 理 日	処 理 者
決 済					可・否	・ ・	